

相楽広域行政組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正
する条例 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
第 1 条～第 8 条 （略） （し尿の処理手数料） 第 9 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律 第 6 7 号）第 2 2 7 条の規定による し尿の収集運搬及び処分について は、次の各号に掲げる手数料を徴収 する。ただし、第 1 号に掲げる手数 料は、地方自治法第 2 5 2 条の 1 4 第 1 項の規定に基づく事務の委託に より、組合を組織する地方公共団体 が徴収する。 （1）ふん尿（家畜のふん尿を除く。） の収集、運搬及び処分 1 0 リットルにつき <u>1 4 3 円</u> （2） （略） 第 1 0 条～第 1 4 条 （略）	第 1 条～第 8 条 （略） （し尿の処理手数料） 第 9 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律 第 6 7 号）第 2 2 7 条の規定による し尿の収集運搬及び処分について は、次の各号に掲げる手数料を徴収 する。ただし、第 1 号に掲げる手数 料は、地方自治法第 2 5 2 条の 1 4 第 1 項の規定に基づく事務の委託に より、組合を組織する地方公共団体 が徴収する。 （1）ふん尿（家畜のふん尿を除く。） の収集、運搬及び処分 1 0 リットルにつき <u>1 2 8 円</u> （2） （略） 第 1 0 条～第 1 4 条 （略）